

序章に代えて 国際協力銀行 の発足

1999（平成11）年10月1日、国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation：JBIC）は、日本輸出入銀行（輸銀）と海外経済協力基金（基金、OECF）の統合によって誕生した。

国際協力銀行の設立は、1995年3月の両者統合の閣議決定を踏まえ策定された「国際協力銀行法」（1999年4月23日法律第35号）の規定に基づき行われた。

新しく設立された国際協力銀行の業務内容及び性格について、設立時の保田博総裁は、以下のとおり述べている¹⁾。

「国際協力銀行は、『輸出金融』『輸入金融』『投資金融』によるわが国企業の対外経済活動に対する直接的な支援、『アントイドローン』による国際金融秩序の維持に対する貢献等、それまで輸銀が行っていた業務を『国際金融等業務』として、また、OECFがこれまで行っていた開発途上国の発展の基礎となる経済・社会基盤整備を支援する、政府開発援助（ODA）としての円借款・海外投融資を『海外経済協力業務』として、それぞれ引き継いでおります。さらに統合を契機として、それぞれの機関が蓄積してきた人材やノウハウを活用し、併せて組織全体の改編によるさらなる効率化を図ることにより、わが国を含む国際経済社会の健全な発展に向けた支援を総合的に行い、国際金融界においても例を見ないユニークな政策金融機関として生まれ変わったものと自負しております」

設立の経緯は、特殊法人改革を通じた行政改革の一環としてのものであったが、同時にわが国の対外経済政策・経済協力を一手に担う新たな金融機関としての期待の下、国際協力銀行はその一歩を踏み出すこととなった。

1) 国際協力銀行『年次報告書2000』「ごあいさつ」